

今すぐ始める 軽減税率対策

飲食店
向け

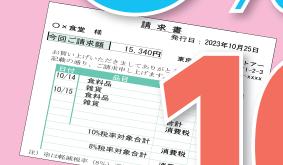


今すぐ始める 軽減税率対策



飲食店
向け

8%?
10%?



2019年10月
軽減税率スタート



日本商工会議所
各地商工会議所

2019年10月から実施される消費税率の 引上げ・軽減税率制度への具体的な対策を進めましょう

●自社への影響を把握し、早急に具体的な対策を進めましょう!!

政府は、2019年10月1日に消費税率を10%へ引上げると同時に、消費税軽減税率制度を実施する予定です。

消費税率引上げによる消費マインドの冷え込みや消費税率引上げ分の価格転嫁ができない場合には、利益が減少することが懸念されます。また、軽減税率制度の下では消費税率が2つ(10%、8%)になることから、軽減税率対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書等の記載事項の追加に加え、適用税率ごとの区分経理の実施など、経理処理等の事務負担が増加することとなり、事業者にとって新たな負担が発生するとともに、消費の現場では事業者・消費者の双方で様々な混乱が生じることが想定されます。

本小冊子では、特に大きな影響を受けることが予想される飲食業について、価格表示やテイクアウト等への対応、レジ・券売機の改修など、具体的な対策を簡潔にまとめてご紹介しています。

紙面の都合もあり、ポイントを絞って掲載していますので、業種に関わらない全体像は、「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策」をあわせてご覧ください。

中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、本冊子をご活用いただき、自社にどのような影響があるのか把握し、早急に具体的な対策を進めていただけますと幸いです。

●消費税軽減税率制度のご相談は、最寄りの商工会議所へ

全国の商工会議所では、「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」を設置し、軽減税率制度に対する国の支援施策のご紹介をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応しています。是非、最寄りの商工会議所にご相談ください。

最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>



今すぐ始める軽減税率対策〈飲食店向け〉

～目次～

- <はじめに>飲食店における主なチェックポイント P3
- 消費税率変更により検討すべき商品・価格戦略を確認しましょう
　　軽減税率の対象品目は? P5
　　消費税率変更への対策は? P7
　　利益を確保するための工夫は? P9
- 軽減税率制度導入により変更が必要な価格表示を確認しましょう
　　わかりやすい価格表示は? P11
　　適用される税率は? P13
- 食事を提供する場合の税率について確認しましょう
　　店内飲食(外食)に当たるかの判断は? P15
　　テイクアウトに当たるかの判断は? P17
　　出前・宅配、ケータリング・出張料理の違いは? P19
- 想定されるお金の流れの変化を確認しましょう
　　資金繰りへの影響は? P21
- 軽減税率制度導入により変更が必要なレジ設定を確認しましょう
　　レジ・券売機の導入・改修の必要性は? P23
　　具体的なレジの設定変更は? P25
　　参考) キャッシュレス決算・消費者還元事業とは? P27



店内飲食での標準税率対象と軽減税率対象

レストラン、フードコート、ファーストフード店、喫茶店やカフェ、食堂、居酒屋といった飲食する設備のある場所で食事を提供する場合は、店内飲食(外食)となり、標準税率(10%)になります。

一方、そのような飲食店でも、テイクアウト、お持ち帰りやお土産、さらに飲食料品の販売など、飲食店の設備がある場所を利用せずに、持ち帰って自宅やその他の場所で飲食をする場合は、軽減税率(8%)になります。



飲食料品を届ける場合の軽減税率対象と標準税率対象

お客様へ飲食料品を届けて販売する場合で、一般に出前・宅配・デリバリーといわれるよう、出向いた先に単に飲食料品を配達するのみ(調理等の役務を伴わない)の場合は、軽減税率(8%)になります。



一方、出向いた先で、料理の盛り付けや調理等をおこなった場合は、出張料理もしくはケータリングとみなされて、標準税率(10%)になります。



仕入と販売で税率が違うことに注意

飲食店が店内飲食でお客様からいただく消費税は10%ですが、食材仕入の消費税は8%になります。また割箸や容器、さらには水道光熱費等は10%になるので、税率が一律でないことに十分留意してください。



消費税率変更への対策は？

消費税率が変更されたら…



税率の差で店内飲食よりもテイクアウトが増えることが想定されます

店内飲食(外食)は標準税率(10%)、テイクアウトは軽減税率(8%)なので、テイクアウトが増える可能性が高くなります。テイクアウトが増えることにより、容器等のコストや手間が増えます。また価格表示も工夫する必要が出てきます。

お客様のニーズの変化を想定し、それに合わせた準備をしっかりおこないましょう。

消費税率の変更を機にお店のコンセプトも再確認しましょう

コンセプトはお店の魅力そのもので、お客様が訪れる理由です。

日々の販売活動がコンセプトと合っているのか、お客様の反応や販売データと比較し、見直して変更していくことも必要です。従業員の方のイメージとの再確認も実施してください。

ストアコンセプト設定の3つの視点

誰に

<ターゲット>

- どんなお客様の
- どういうニーズに対して



何を

<品揃え計画>

- どんなメニューを

どのように

<提供方法・販売促進策>

- どういう形で提供するのか、それにあった販売促進策

メニュー改廃を検討しましょう

適正な利益は確保できていますか?「低利益メニュー」の取り扱いを廃止することで、店舗全体の利益が向上します。

お客様の反応や販売データを分析し、メニューラインナップを見直しましょう。売上が上がってないメニューや利益の取れていないメニューは思い切ってやめることも一案です。

店内飲食の需要を喚起しましょう

新たなメニューの開発など、付加価値を高める工夫をしましょう。

**店長
おすすめ!**

例) ●新メニュー開発

定期的に新メニューや特別メニューを提供
キャンペーンの実施 など

●高付加価値化

盛り付けで一品追加
ボリューム増
小分けでの商品化
おしゃれな食器の利用 など

限定メニュー



テイクアウトのラインナップを増やしましょう

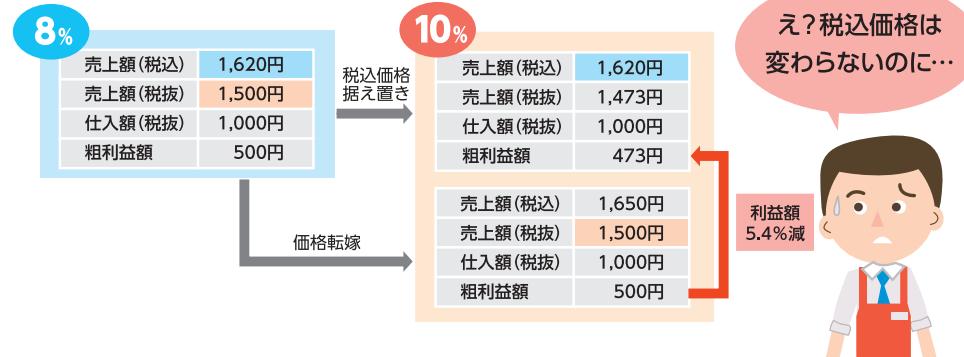
消費税率8%であるテイクアウトの商品を増やすことも検討しましょう。
それに合せて店舗レイアウトの変更や容器類の準備もはじめましょう。



軽減税率制度導入をビジネスチャンスと捉えてみましょう

利益を確保するための工夫は?

税込価格が同じ据置きの場合、売上も利益も減少



上の図のように税込価格を据置いた場合、税込の売上額は変わりませんが、税抜の売上額と利益額が減少します。消費税率引上げ分を適正に転嫁しましょう。

事業全体として利益確保

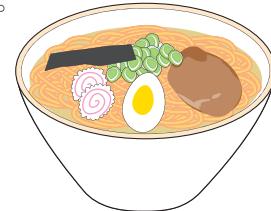
税率の引上げで税込価格が上がるとお客様の購買意欲が減退するかもしれません。そこで、一律の税込価格引上げだけでなく、売れ筋や利益率、お客様の購買目的等を考えたメリハリある価格戦略を考えましょう。

○消費税率10%に向けた価格見直しイメージ(店内飲食での例)

定番のシチュー	人気のカレーライス	裏メニューのピザセット	新メニューのスタミナセット
1,000円(税込) 926円(本体価格)	800円(税込) 741円(本体価格)	900円(税込) 834円(本体価格)	
↓	↓	↓	↓
1,018円(税込) 926円(本体価格)	800円(税込) 728円(本体価格)	1,050円(税込) 955円(本体価格)	1,200円(税込) 1,091円(本体価格)
税率どおり転嫁	集客のため販売価格を据置	減収分を確保するため値上げ	新商品を開発して新たな価格設定

原価やコストの見直しも同時に実施

事業全体で利益を確保するためには、売価以外に原価やコストの見直しも必要です。適正な原価であることや無駄なコストを使っていないか、この機会に見直しながら、利益が確保できる価格設定を考えましょう。



一杯当たりの原価

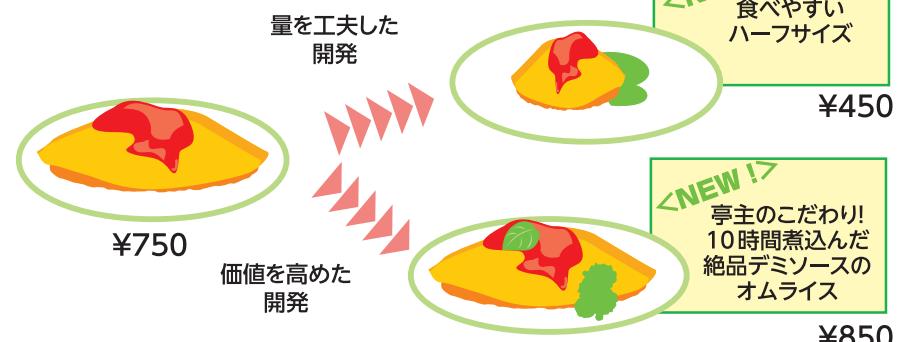
原材料	原価
なると	5円
メンマ	8円
チャーシュー	30円
麺	50円
.....
.....
光熱費	○○○円
人件費	○○○円
合計	○○○円

見直し
見直し
見直し

付加価値の高い新商品開発

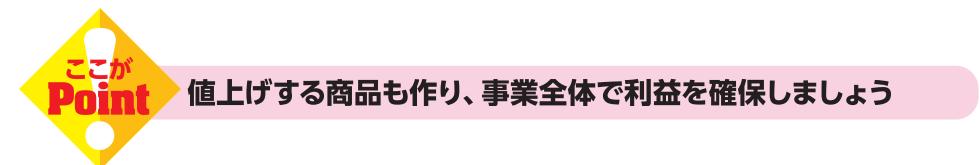
ハーフサイズの商品を、元商品の半値より高く価格設定することで利益率を上げることができます。こだわり食材を利用した商品などで付加価値を上げることも検討しましょう。

飲食店での新商品開発の例



価格改定のタイミング

価格改定は2019年10月1日である必要はありません。適正な利益確保が可能な税抜価格を検討し、改定や新メニュー追加のタイミングを検討をしましょう。



消費税率が変更されたら…



誤解されないような表示を検討しましょう

価格表示は、総額表示と外税表示があります。自店の売り方にあった表示方法を検討しましょう。

総額表示の例	10,800円(税込)	→	11,000円(税込)	総額が変わるので 変更の必要があります
外税表示の例	10,000円+税		「+税」は変わりません ので、変更の必要は ありません	

表示方法	主なメリット	主なデメリット
総額表示	支払総額が明確	値上げの印象・変更作業が必要
外税表示	値上がりした印象が薄い	支払総額がわかりにくい

価格表示の例

①消費税率の違いの説明POPを用意

- ~お客様へ~
店内で飲食される場合は
消費税率10%となります。
- ~お客様へ~
お持ち帰りの場合は
消費税率8%となります。

②店内飲食とテイクアウトや出前等と両方を表示する場合の明確化

自店の店内飲食とテイクアウトの割合状況に合わせて、少ない方を()書きにする等工夫をしましょう。

メニュー	
カレーライス	600円 (589円)
焼きそば	650円 (638円)
ウーロン茶	200円 (196円)

※下段はテイクアウトの値段となります。

メニュー	
店内飲食 (出前)	
カレーライス	600円 (589円)
焼きそば	650円 (638円)
ウーロン茶	200円 (196円)

③明確に違いが分かるようメニュー表を別々に用意

店内飲食とテイクアウトでメニュー表の色を変える等、明確に分けることでお客様の誤解や従業員の間違も防ぐことが出来ます。

店内飲食メニュー	
ピザ	400円(税込440円)
ポテト	300円(税込330円)
コーラ	150円(税込165円)

テイクアウトメニュー	
ピザ	400円(税込432円)
ポテト	300円(税込324円)
コーラ	150円(税込162円)

④一の税込価格を表示する方法

店内飲食とテイクアウトを同じ価格で表記する方法です。
詳細は下のコラムをご参照してください。

メニュー (税込)
コーヒー 400円
カフェラテ 500円
紅茶 450円

「一の税込価格」とは？



同じ本体価格で提供すると、お客様にとって同じ商品であっても、どこで飲食するかにより支払う価格が異なることになります。その結果、会計時に端数がでることによって、レジの混雑を招いてしまう店舗もあるかも知れません。

本体価格を調整することで対応できます

店内用コーヒー
本体価格 364円
税(10%) 36円
販売価格 400円

テイクアウト用コーヒー
本体価格 371円
税(8%) 29円
販売価格 400円

店内飲食(10%)でもテイクアウト(8%)でも、本体価格を異なるものにすることで、税込価格を同じにする方法です。ただし、納税額を計算するために、どちらの税率で商品を販売したかを区分しておく必要があります。また、テイクアウトを店内飲食に合わせて値上げした際に、お客様から質問があった場合、容器代等のコストがかかるといった合理的な説明も必要になります。



お客様から見て分かりやすい価格表示を心がけましょう

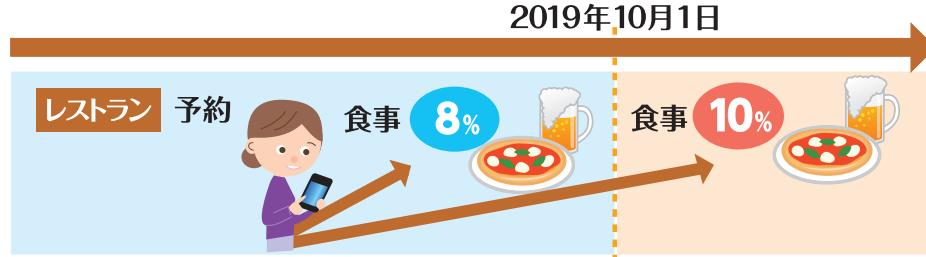
適用される税率は？

10月1日以降の宴会予約は、消費税率8%?10%?



サービスを提供する日で税率が決まります

たとえ予約日が税率変更日前であっても、お客様がご来店されサービスを提供する日が10月1日以降であれば新税率の適用となります。



お客様への対応

10月1日以降提供の場合、税込価格が変更になることを店内のPOPやホームページ等でわかりやすく表示しておきましょう。

価格改定やメニュー変更をする場合は早めに検討をしておく必要があります。

従業員への対応

事前教育はもちろんですが、注意喚起のため予約台帳にも目立つように表記するなどの工夫をすると良いでしょう。

バーベキューに来るお客様に販売するお肉などの食材は8%?



バーベキュー場内で飲食する食材の販売は税率10%

バーベキュー場は「バーベキュー」というサービスを提供しています。そこで飲食する食材については、「食事の提供」というサービスに含まれるものと考えられるため、全体が標準税率(10%)となります。

これはパック商品だけでなく、お客様が自分の食べる食材を一点ずつ選んで価格が設定される場合も同じです。

10%

入場料+食材 (1人前)
3,000円 (税抜)
肉・野菜・魚介類
全部セットです!

入場料
1,000円 (税抜)
食材はお好きなものを
ご注文ください

食材費 2,000円 (税抜)

どちらも税率は10%、支払額は3,300円になります

**ここが
Point** 奨券など、予約に関わる価格の表示修正は早めに実施しましょう

店内飲食(外食)に当てはまるかの判断 は?

店内飲食(外食)に当てはまるとは…

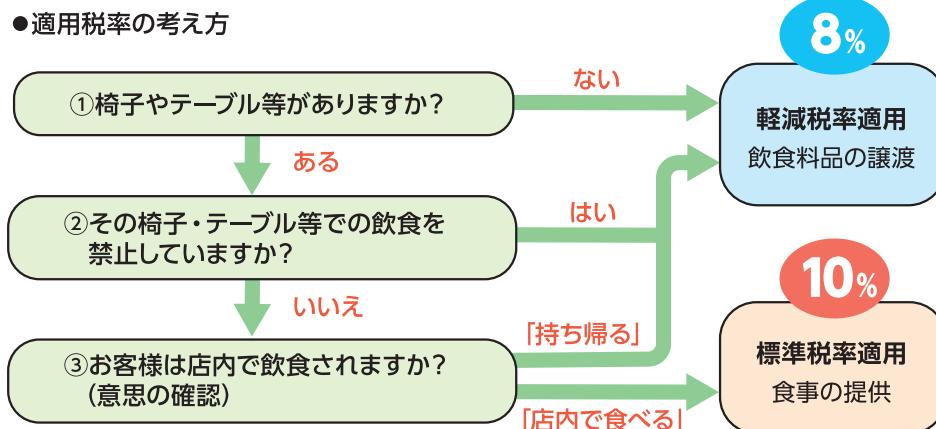
以下の2つの要件を何れも満たす場合になります。

- ①場 所 要 件: テーブル・椅子・カウンターその他
飲食に用いられる設備(飲食設備)のある場所
- ②サービス要件: 飲食料品を飲食させる役務の提供



自店の状況を確認しましょう

●適用税率の考え方



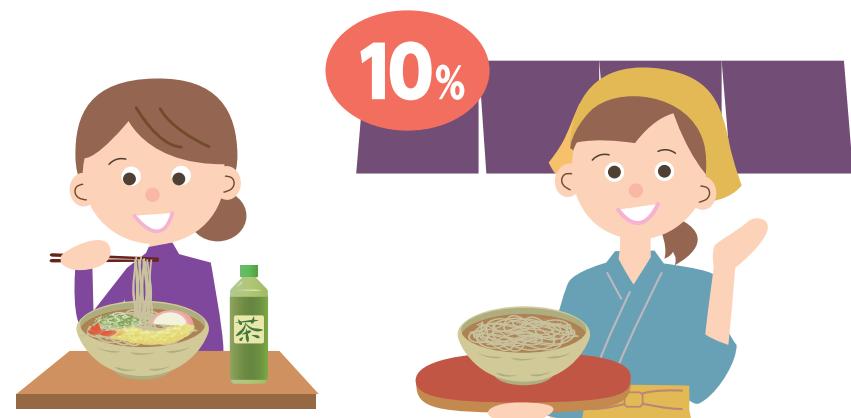
店で缶飲料や
ペットボトル飲料を
コップに入れず、そのまま
提供していますが、
これは8%?



飲食店で缶飲料などそのまま提供する場合は税率10%

軽減税率の対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食させるサービスの提供を指します。

缶飲料やペットボトル飲料をそのまま提供したとしても、店内で飲食させるものとして提供していれば、「食事の提供」に該当し、10%となります。



店内飲食(外食)での適用税率の考え方を確認しましょう

テイクアウトに当てはまるかの判断は？



テイクアウトか
どうかは、どのように
判断するのですか？



食事の提供とテイクアウトの違い

テイクアウトは「飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装をして行う譲渡」となり、
軽減税率の対象となります。

テイクアウトかどうかの判断

こちらでお召し上がりですか？
テイクアウトにしますか？



8%



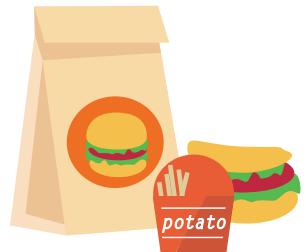
10%

テイクアウトに該当するのかの判断は、その飲食料品の販売時点で、その場で飲食するのか
又はテイクアウトするのかをお客様に意思確認を行うなどにより判断します。

飲食店で食べ残しを持ち帰る場合

10%

その場で飲食するために販売されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後食べ残しを持ち帰るとしても「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の対象にはなりません。



折り詰めを用意している場合

10%

上記のとおり、その場で飲食するために販売されたものは、
その時点で「食事の提供」に該当するため、
残った料理をもって帰ることが
当たり前になっている場合でも、
軽減税率の対象にはなりません。



食事中にテイクアウトを追加注文する場合

8%

店内飲食時でも別途テイクアウトとして注文した場合は、
軽減税率の対象となります。



別途テイクアウトで注文

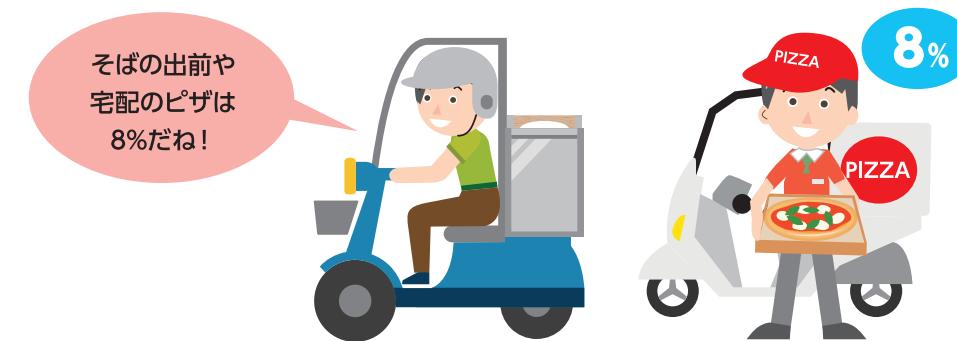


販売時点でお客様の意思を確認し、適用税率を判断しましょう

出前・宅配、ケータリング・出張料理の違いは？

出前・宅配は軽減税率対象

そばの出前やピザの宅配(デリバリー)は、お客様の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、通常の飲食料品の販売である「飲食料品の譲渡」に該当するので、軽減税率の適用対象となります。



コーヒーサービスの適用税率

近隣の会社にコーヒーを届ける場合には、宅配(デリバリー)となるので軽減税率対象です。ただし、一人一人の席に給仕して提供する場合は役務の提供とみなされ、「ケータリング・出張料理」となり、軽減税率の対象外です。



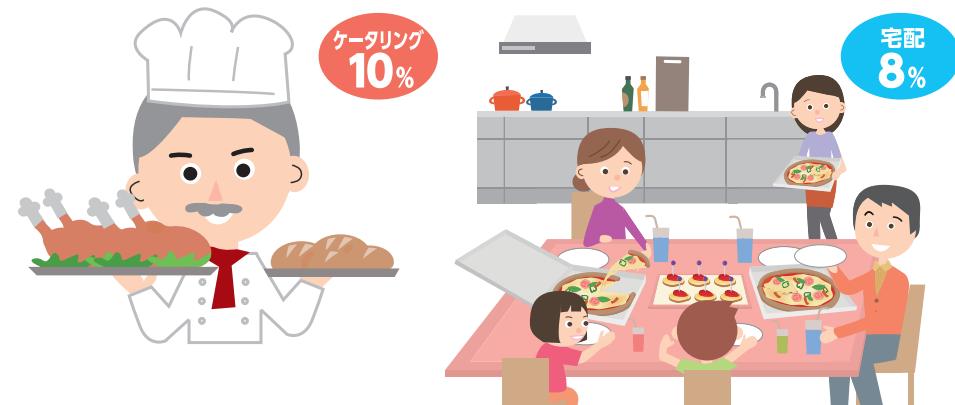
お弁当にお味噌汁をつけて販売する場合



お味噌汁付きお弁当を配達する際、お味噌汁をその場で取分け用の器に注いでお渡しする行為は、味噌汁の販売に必要な行為である「取り分け」に該当し、役務の提供とはみなされないので、お味噌汁も含めたお弁当全体が軽減税率の対象となります。

ケータリング・出張料理は軽減税率対象外

お客様の指定した場所において、料理や配膳を行うサービスは「役務を伴う飲食料品の提供」とみなされるため、持ち込む食材があったとしてもすべて含めて軽減税率の対象外となります。



- ① 相手方が指定した場所で、飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で、飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で、飲食料品の提供とともに取り分け用器等を飲食に適する状態に配置等を行う場合

老人福祉施設や学校など、一部例外もあります

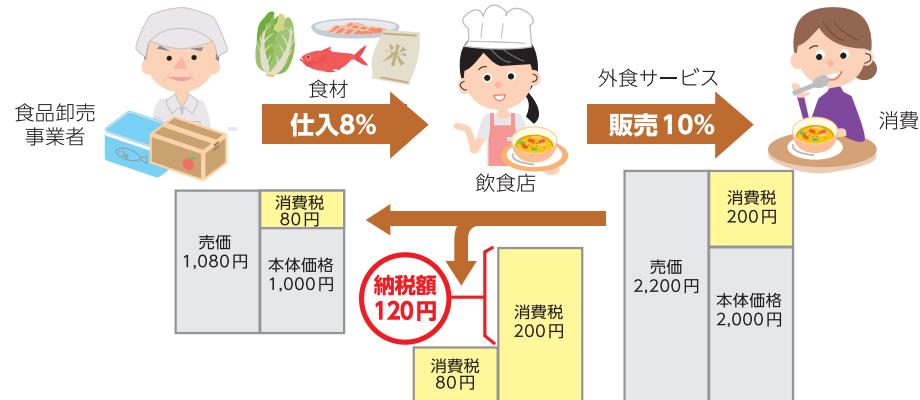
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、義務教育諸学校、幼稚園、他いくつかの施設では軽減税率対象と認められる場合があります。詳しくは国税庁ホームページにてご確認ください。



「ケータリング・出張料理」とされる基準を確認しましょう

飲食店での消費税の受取と支払

!
消費者から預かる消費税額が多く、日々の資金繰りには余裕が出るが、納税額は多くなる



赤字事業者での消費税納税の例



消費税は取引に対して課される税金なので、
以下のような赤字の事業者でも納税しなければなりません。

ある飲食店の例

売上:年間3,000万円(税抜)
経費:年間3,300万円(うち食材:300万円、うち人件費:800万円)(すべて税抜)
※人件費は消費税がかかりません
利益:△300万円(赤字)

売上に係る消費税額: $3,000\text{万円} \times 10\% = 300\text{万円}$
食材に係る消費税額: $300\text{万円} \times 8\% = 24\text{万円}$
その他経費の消費税額: $2,200\text{万円} \times 10\% = 220\text{万円}$
差額 = 56万円 納税額

赤字でも消費税を
納税しなければ
ならない

軽減税率制度導入による資金繰りへの影響

2019年10月以降、飲食店の売上は食事の提供に該当し、消費税率は10%となります。一方で食材の仕入れについては、軽減税率制度の導入により消費税率は8%のままであります。つまり、支出は変わらず入金が多くなるので、日々の資金繰りは良くなりますが、これは預かり消費税の増額となるので、決算時の納税額に注意しましょう。

→ 消費税率引上げ

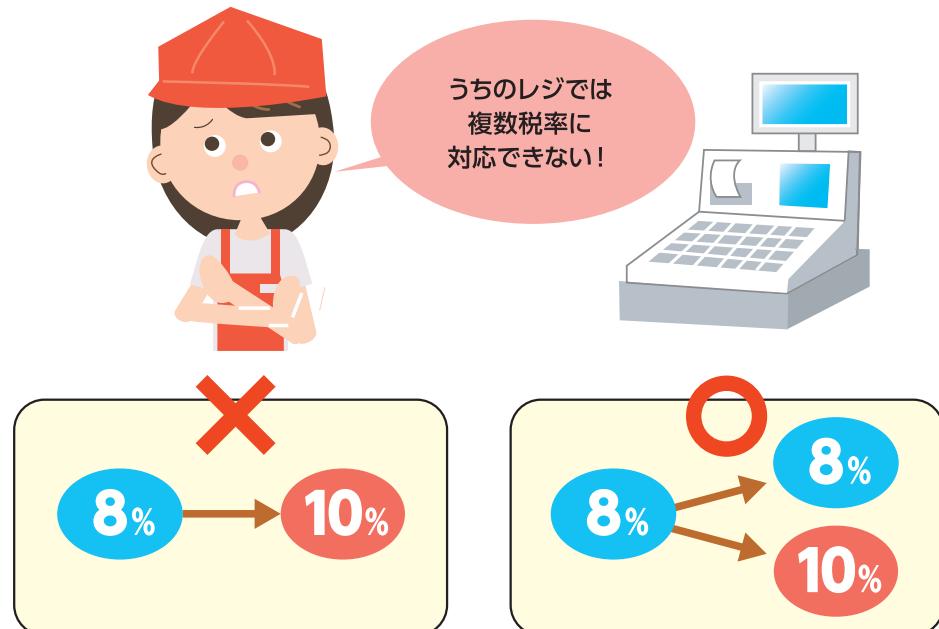
	項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
入金	売上	250	250	250	250	250	250
	消費税8%	20	20	20	25	25	25
	消費税10%				25	25	25
	入金計	270	270	270	275	275	275
出金	食材仕入	75	75	75	75	75	75
	人件費	70	70	70	70	70	70
	地代家賃	30	30	30	30	30	30
	その他経費	20	20	20	20	20	20
	支払利息	2	2	2	2	2	2
	借入金返済	40	40	40	40	40	40
	消費税8%	10	10	10	6	6	6
	消費税10%				5	5	5
出金計		247	247	247	248	248	248
収支合計		23	23	23	27	27	27
預かり消費税		10	10	10	14	14	14



軽減税率制度導入を踏まえて資金繰りを見直しましょう

レジ・券売機の導入・改修の必要性は？

明日から消費税率が変更されるのに…



レジでの売上登録を複数の税率に対応させるため、複雑な設定変更が必要になる可能性があります。機種によっては、対応できないものもあるため、早めの確認が必要です。

レジを使っていない場合、レジの導入を検討しましょう

電卓と手書き伝票のみで処理をしているお店の場合でも、複数の税率に対応するとなると、領収書も税率ごとに記載が必要になるなど、これまで以上に手間がかかります。この機会にレジの導入を検討してみましょう。

従業員が新しいレジを操作できるようになるための期間も考慮しながら計画的に導入してください。

新しいレジの使い方を覚える時間も必要ね…



レジ・券売機の導入・改修に活用できる補助金があります

複数税率に対応するため、新規のレジ・券売機の導入や既存のレジ・券売機の改修が必要な場合、補助金を利用することができます。

レジ代の3/4も補助してもらえて助かったわ！



複数税率対応レジの導入支援(A型)

補助率：3/4以内（3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は4/5以内）

上限額：一台あたり20万円（一部40万円）

一事業者あたり200万円まで

電子的受発注システムの改修等(B型)や、請求書管理システムの導入・改修(C型)に活用できる補助金もあります。詳細は下記ホームページをご覧ください。

軽減税率対策補助金に関する問合せ

軽減税率対策補助金事務局

TEL : 0120-398-111 (通話料無料) URL : <https://kzt-hojo.jp>

導入するならどんなレジ？

レジには大きく分けて三種類があります。新規導入の場合は使い勝手を考え、事前によく検討しましょう。

タブレットレジ

小規模飲食店で利用が増えています。導入にかかる費用が比較的安く、売上データの集計も容易にできるのが特徴です。

POSレジ

スーパー・コンビニや大きな飲食店などで良く見かけます。大量の売上データを集計できるようになっています。

メカレジ

昔ながらの簡易的なレジです。売上履歴はジャーナルと呼ばれるレシートと同じ紙で記録します。



複数税率に対応できるようレジの導入・改修をしましょう

具体的なレジの設定変更は?

レジの種類や運用方法によって設定内容は大幅に異なります



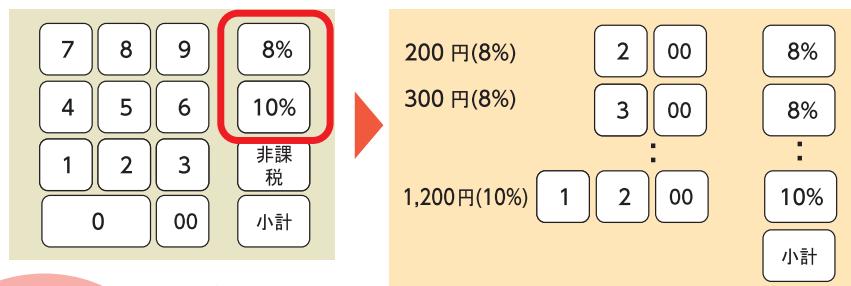
直前になってからでは間に合わないかも!

直前になると駆け込み需要でレジメーカー等が多忙を極める可能性が高いと想定されます。
適切に対応してもらうためにも

- ①早めの相談の実施
- ②相談時に店内オペレーションの説明
- ③設定変更作業が自店の運営に支障の内容な設定
といった段取りが必要になります。

メカレジなど、マスタ無しの場合

複数税率に対応するための税率ボタンを設定しましょう。



店内飲食／
テイクアウト、
それぞれ商品ごとに
税率キーを
打ち分ける

打ち分け例

POSレジなど、マスタ有りの場合

税率データをマスタに持たせず
税率ボタンで打ち分ける方法

商品マスタ

商品名	価格
コーヒー	200
紅茶	200
冷コーヒ	200
オレンジ	200

打鍵画面

日替A	コーヒー	8%
日替B	紅茶	10%
日替C	冷コーヒ	8%
お勧め	オレンジ	10%

メリット

ボタンの数が少なくて済むため、販売商品数が多くても対応しやすい

デメリット

商品ごとに税率ボタンを打つため、売上登録時にボタンを打つ数が増える

税率データをマスタに持たせ
用途によって商品を選ぶ方法

商品名	分類	価格	税率
コーヒー	イート	200	10%
コーヒー8	持	200	8%
紅茶	イート	200	10%
紅茶8	持	200	8%

イートイン	持ち帰り
日替A 10%	コーヒー 10%
日替B 10%	紅茶 10%
日替C 10%	日替B 8%
冷コーヒ 10%	紅茶 8%
お勧め 8%	日替C 8%
オレンジ 10%	冷コーヒ 8%

商品ボタンを押すだけで、
売上登録できる

各商品それぞれに税率ごとのボタンを作成する必要があり、ボタンの数が増える



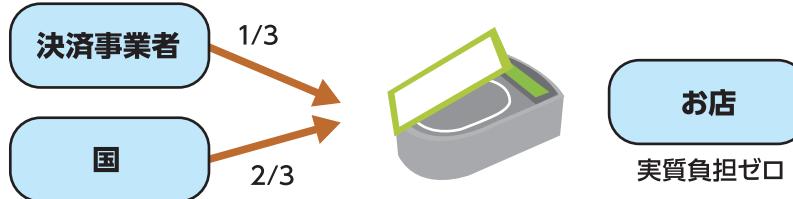
早めにレジメーカー等に相談しましょう

キャッシュレス対応に活用できる事業が始まります

経済産業省では、消費税率引上げ後の消費喚起と、国内におけるキャッシュレス決済の普及を促進するため、「キャッシュレス決済・消費者還元事業」を実施します。

メリット 1

キャッシュレス決済対応端末が費用負担無しで導入可能!



メリット 2

決済手数料3.25%以下、さらに期間中1/3の補助あり!



事業期間内(2019年10月～2020年6月予定)の決済手数料は3.25%以下となります。さらにその1/3を国が補助しますので、実質2.1%以下の手数料となります。



メリット 3

消費者にポイント還元で集客力UP!

中小・小規模事業者において購入した消費者に、その購入金額の5%(フランチャイズチェーンに属する場合は2%)をポイントとして還元します。

メリット 4

レジ締め、現金取り扱いコストを省いて業務効率化!

売上と現金を合わせる手間などが減り、業務効率向上につながります。

キャッシュレス決済とは

クレジットカード、電子マネー、QRコード決済など、電子的に繰り返し使用できる決済手段のこと。

※本制度の詳細は <https://cashless.go.jp/> をご覧ください。

軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較

制度概要

軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ①複数税率対応のレジ本体
- ②レジに付属する機器
(決済端末を含む)
- ③設置に要する経費

必要な経費の1/4を
**中小・小規模事業者が負担、
残りの3/4を国が補助**

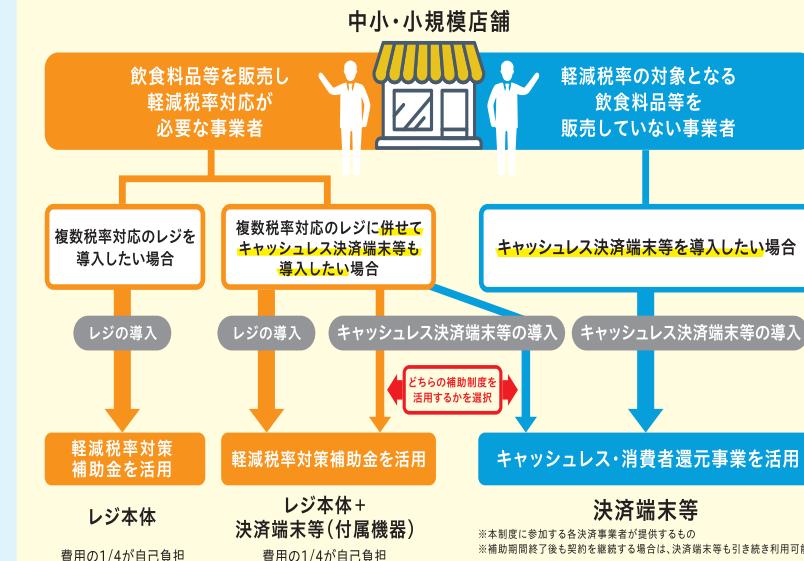
キャッシュレス・消費者還元事業

本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ①キャッシュレス決済端末
- ②決済端末の利用に必要な付属機器
- ③システム利用料、設置費用等
- ④タブレット、スマートフォン等

制度の活用パターン



キャッシュレス・消費者還元事業に関する問合せ

キャッシュレス・消費者還元事業 ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
TEL : 0570-000655 URL : <https://cashless.go.jp/>

お問い合わせ先一覧

各地商工会議所「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」

消費税軽減税率対策や、価格転嫁対策に関する国の施策をはじめ、

経営に関する様々なご相談に対応いたします。

最寄りの商工会議所はこれらから検索いただけます。



商工会議所一覧

検索

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

ご相談内容	窓口	連絡先
軽減税率制度 (対象品目・税額の 計算方法など)	国税庁 消費税軽減税率 電話相談センター	TEL: 0120-205-553 (通話料無料) または お近くの税務署にお問い合わせください。 税務署の電話番号等は、国税庁のホームページ から確認いただけます。 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm
中小・小規模の小売 事業者等に対する レジの導入・システム 改修等に係る補助金	軽減税率対策 補助金事務局	TEL: 0120-398-111 (通話料無料) 軽減税率対策補助金事務局ホームページ https://kzt-hojo.jp
軽減税率対策に係る 設備投資へのご融資	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融 公庫	日本政策金融公庫(事業資金相談ダイヤル): TEL: 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫: TEL: 098-941-1795
消費税転嫁対策等に 関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等 総合相談センター	TEL: 0570-200-123
軽減税率実施に伴う 税に関する相談	日本税理士会連合会	お近くの税理士会へお問い合わせください。
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	TEL: 03-3501-4667
キャッシュレス決済の 導入支援について	キャッシュレス・消費者還元 事業 ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け	専用ダイヤル: 0570-000655 キャッシュレス・消費者還元事業ホームページ https://cashless.go.jp/

今すぐ始める軽減税率対策 <飲食店向け>

発行日: 2019年5月 第二版

発行: 日本商工会議所 中小企業振興部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2
<https://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。